

福知山市ジュニア育成大会等運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のジュニア層の選手の競技力向上と心身の健全な発達をより一層促すことを目的として、市民スポーツ団体が本市の小中学生を対象に実施する競技力向上事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 一般財団法人福知山市スポーツ協会に加盟していること。
- (2) 10人以上の小中学生が所属していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める団体は、補助対象団体としないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付申請受付開始の日からその翌年の3月31日までの期間において実施するスポーツ教室等競技力向上事業であって、補助対象団体に所属し、本市に住所を有する小中学生の競技力向上に資すると市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、別表1に定める経費は、対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、別表2に定めるものとする。ただし、国、府、市及び公益法人等から補助を受けている場合は、その額を除く。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、市長が別に定める応募期間内に福知山市ジュニア育成大会等運営補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付申請は、同一応募期間内において1補助対象団体につき1件を限度とする。

3 複数年において継続的に実施することを目的とした同一事業内容での交付申請は、1補助対象団体につき3回を限度とする。

(事前着手)

第7条 申請団体は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、福知山市ジュニア育成大会等運営補助金事前着手届（別記様式第

2号)を市長に提出したときは、この限りでない。

(意見聴取会)

第8条 市長は、第6条に規定する申請の内容について、意見聴取会の意見を聴くものとする。

2 意見聴取会の議長には、地域振興部長を、議員には一般財団法人福知山市スポーツ協会専務理事、福知山市スポーツ少年団本部長をもって充てる。

3 意見聴取会は、議長が必要に応じ招集するものとする。

4 意見聴取会の庶務は、地域振興部文化・スポーツ振興課が行う。

(交付決定通知)

第9条 市長は、前条に規定する意見聴取を経て申請の内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、福知山市ジュニア育成大会等運営補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更又は中止)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに福知山市ジュニア育成大会等運営補助金交付変更申請書(別紙様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

2 前項の申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付を受けようとする交付決定団体は、福知山市ジュニア育成大会等運営補助金交付請求書(別記様式第5号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、当該事業完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに福知山市ジュニア育成大会運営補助金実績報告書(別紙様式第6号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書

(2) 事業の実施状況が分かる写真、新聞記事等の資料

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定団体は、補助対象事業に係る経費について明確にするとともに、補助対象事業の完了した日の属する福知山市の会計年度終了後5年間、補助対象事業に関する全ての書類を保存しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、交付決定団体に対し報告をさせ、又は市長が指定する者に関係書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査等により、当該補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、交付決定団体に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われたこの要綱に規定する交付決定団体に対する補助金の交付に係る規定及び第12条第2項の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表1 (第4条関係)

補助対象外経費	補助対象団体に属する者への賃金、謝金 補助対象団体に属する者の個人所有となる物品の購入費 飲食代(補助対象事業の実施に伴う水分・栄養補給を除く。) 親睦目的のイベント実施に係る経費(記念品、参加賞等) その他、市長が審査により不相当と認める経費
---------	--

別表2 (第5条関係)

補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとし、100,000円を上限とする。)
-------	---

備考 同一年度内における交付回数は、1団体当たり1回を限度とする。